

應劭『風俗通義』祀典篇訳注稿（上）

道家春代

本稿は、後漢應劭『風俗通義』第八、祀典篇の訳注である。
本文には原則として吳樹平『風俗通義校釋』（天津人民出版社、
一九八〇年）を用い、王利器『風俗通義校注』（中華書局、一
九八一年）、香港中文大學中國文化研究所『風俗通義逐字索引』
（香港・商務印書館、一九九六年）、『風俗通義全訳』（貴州人
民出版社、一九九八年）、及び季嘉玲「風俗通義校注」（『臺灣
師範大學研究所集刊』第二十一號、一九七七年）を参照した。
残念ながら朱季海『風俗通義校箋』（學術書林、一九九六年）、
は入手できず、見ることができなかった。

0	（序）
1	先農
2	社神
3	稷神
4	靈星
5	竈神
6	風伯
7	雨師
8	桃梗 葦茨 畫虎

目次

（下）に続く

0 (序) (1)

『禮』「天子祭天地山川歲徧(2)」。『春秋國語』(3)「凡禘郊宗祖報，此五者國之典禮(4)。加之社稷山川之神，皆有功烈於民者也。及前哲令德之人，所以爲質者也(5)。及天之三辰，所昭仰也。地之五行，所生殖也(6)。九州名山川澤，所出財用也。非是族也，不在祀典禮矣(7)」。『論語』「非其鬼而祭之，諂也(8)」。又曰「淫祀無福(9)」。是以泰山不享季氏之旅(10)，而『易』美西鄰之禴祭(11)。蓋重祀而不貴牲，敬實而不求華也。自高祖受命，郊祀祈望(12)，世有所增。武帝尤敬鬼神，於時盛矣(13)。至平帝時，天地六宗(14)已下及諸小神凡千七百所(15)，今營夷夷泯(16)，宰器闕亡。蓋物盛則衰，自然之道(17)，天其或者欲反本也(18)。故記敘神物曰祀典也。

〔注〕

- (1) 蘇頌「校風俗通義題序」に「又意林以祀典篇爲儀禮」とある。
- (2) 『禮記』曲禮下「天子祭天地，祭四方，祭山川，祭五祀，歲徧。」
- (3) 『國語』魯語上に見える。魯の東門の外に爰居という海鳥がやってきて三日止まっていた。臧文仲がそれを祭らせたことに対して、

柳下惠が批判していった言葉。「凡禘郊祖宗報，此五者國之典禮也。

加之社稷山川之神，皆有功烈於民者也。及前哲令德之人，所以爲明質也。及天之三辰，民所以瞻仰也。及地之五行，所以生殖也。及九州名山川澤，所以出財用也。非是不在祀典。」

- (4) 『國語』韋昭注「典法也。」『禮記』祭法「祭法，有虞氏禘黃帝而郊嚳，祖顓頊而宗堯。」鄭玄注「禘郊祖宗，謂祭祀以配食也。此禘，謂祭昊天於圜丘也。祭上帝於南郊曰郊，祭五帝、五神於明堂曰祖宗。祖宗，通言爾。」

- (5) 韋昭注「質信也。以其有德於民而祭之，所以信之於民心也。」
- (6) 韋昭注「殖長也。五行五祀，金火水木土也。」

- (7) 『禮記』祭法「及夫日月星辰，民所瞻仰也。山林、川谷、丘陵，民所取財用也。非此族也，不在祀典。」『漢書』郊祀志下「後莽又奏言『：禮記祀典，功施於民則祀之。天文日月星辰，所昭仰也。地理山川海澤，所生殖也。』王利器、吳樹平とも「禮矣」二字を行文か、とする盧文弨の説を引く。これに従う。

- (8) 『論語』爲政「子曰非其鬼而祭之，諂也。」鄭曰「人神曰鬼。非其祖考而祭之者，是諂求福。」

- (9) 曲禮下「非其所祭而祭之，名曰淫祀。淫祀無福。」

- (10) 『論語』八佾「季氏旅於泰山。子謂冉有曰『女弗能救與。』對曰

『不能。』子曰『嗚呼、曾謂泰山不如林放乎。』馬曰「旅祭名也。禮、諸侯祭山川在其封內者。今陪臣祭泰山、非禮也。」郊祀志上「是時、季氏專魯、旅於泰山、仲尼譏之。」師古曰「旅陳也、陳禮物而祭之也。陪臣祭泰山、僭諸侯之禮。孔子非之曰『嗚乎、曾謂泰山不如林放乎。』」

(11) 『易』既濟「九五東鄰殺牛、不如西鄰之禴祭、實受其福。」王弼注「牛祭之盛者也、禴祭之薄者也。：祭祀之盛、莫盛脩德。」郊祀志下「杜鄴說商曰『東鄰殺牛、不如西鄰之淪祭、言奉天之道、貴以誠實大得民心也。』師古曰「此易既濟九五爻辭也。東鄰、謂商紂也。西鄰、周文王也。淪祭、謂淪煮新菜以祭。言祭祀之道莫盛脩德、故紂之牛牲、不如文王之蘋藻也。淪音籥。」

(12) 『尚書』舜典「肆類于上帝、禋于六宗、望于山川、徧于羣神。」孔傳「精意以享、謂之禋。宗尊也。所尊祭者其祀有六、謂四時也、寒暑也、日也、月也、星也、水旱也。九州名山大川五嶽四瀆之屬、皆一時望祭之。」

(13) 『史記』封禪書「今天子初即位、尤敬鬼神之神。」

(14) 注(12)參照。「六宗」については他に諸説有り。

(15) 郊祀志下「莽遂崇鬼神淫祀、至其末年、自天地六宗以下至諸小鬼神、凡千七百所、用三牲鳥獸三千餘種。」

(16) 郊祀志上「汾陰巫錦、爲民祠魏雎后土營旁、見地如鉤狀、培視得鼎。」師古曰「營謂祠之兆域也。」「寓」、吳樹平は「寓」と通じるといい、王利器は「寓」の誤りとし、『説文解字』「寓、籀文字字」などを引く。

(17) 『史記』田叔列傳「夫月滿則虧、物盛則衰、天地之常也。」

(18) 『春秋左氏傳』僖公二十三年「叔詹諫曰『臣聞天之所啓、人弗及也。晉公子有三焉、天其或者。』正義曰「天意不可必知或、言或者謂天意或當然也。」

〔訳〕

『禮記』(曲禮)に「天子は天地山川を一年に一通り祭る」とある。『國語』(魯語)には「禘・郊・宗・祖・報の五種の祭法はすべて国の規定の典礼である。これに加えて社稷山川の神があるが、これらは皆民のために大きな恩恵をもたらすものである。また優れた先人・令徳の明らかな人びとは、民に信を示した。さらに天上の三辰(日月星)は民に仰ぎみられる存在であり、地上の五行(金木水火土)は、万物を生育繁殖させるものであり、中国全土九州の名山川沢は民の生活に必要な資源を産出するものである。(皆祀られる理由がある。)これらもの以外は祭祀の規定にはない」と記されている。『論

語』(爲政)には「自分の祖霊でもないのに他人の祖霊を祀るのは、へつらいである」とあり、曲禮にはまた「祭るべきでないものを祭ることは淫祀であり、拝んでも何の福も期待できない」とある。そういつたわけで、泰山は魯の陪臣の身でありながら僭越にも旅の祭を行った季氏の祭を享けなかったのであり、『易』(既濟の爻辭)は、牛を殺して供え物にした東隣(殷紂王)の誠の伴わない盛大な祭より、誠をこめた質素な西隣(周文王)の祭を誉めるのである。思うに、祀りそのものを重んじて供え物を重視せず、誠実に敬意を払い華美を求めないのである。高祖が天命を受けて以来、天地山川の神々の祭祀は代々増加したが、武帝が最も鬼神を崇め、祭祀は盛大になった。さらに平帝の時代に至ると、祭祀は(王莽の意向で)天地六宗以下種々の小神まですべて千七百力所にもなった。現在はそれらの兆域・靈屋はだんだん滅び、祭祀の器物も失われた。蓋し、物は盛んになれば衰退するのは自然の道であり、或いはそれが天意であり、その本へ返ることになったのであろう。そこで、神物のことを記述し「祀典」とする。

1 先農

謹按、『春秋左氏傳』(1)曰「夏四月、三卜郊不從、乃免牲。孟獻子曰『吾乃今而知有卜筮。夫郊、祀后稷以祈農事也』(2)。是故啓蟄而郊、郊而後耕。今既耕而卜郊、宜其不從也』(3)」。周四月、今二月也、先農之時也(4)。孝文帝二年正月詔(5)曰「農者、天下之本、其開籍田、朕躬射耕、以給宗廟粢盛(6)」。今民間名曰官田(7)。古者使民如借、故曰籍田(8)。

〔注〕

(1) 『春秋左氏傳』襄公七年「夏四月、三卜郊不從、乃免牲。孟獻子曰『吾乃今而知有卜筮。夫郊、祀后稷以祈農事也。是故啓蟄而郊、郊而後耕。今既耕而卜郊、宜其不從也。』」

(2) 杜預注「郊、祀后稷以配天。后稷周始祖、能播殖者。」

(3) 杜注「啓蟄、夏正建寅之月。耕謂春分。」

(4) 『後漢書』禮儀志上「正月始耕。晝漏上水初納、執事告祠先農、已享。耕時、有司請行事、就耕位、天子、三公、九卿、諸侯、百官以次耕。力田種各饒訖、有司告事畢。是月令曰『郡國守相皆勸民始耕、如儀。』劉昭注「賀循籍田儀曰『漢耕日、以太牢祭先農於田所。』」

漢舊儀曰「春始東耕於藉田、官祠先農。先農卽神農炎帝也。祠以一

大牟，百官皆從，大賜三輔二百里孝悌、力田、三老帛。種百穀萬斛，爲立藉田倉，置令、丞。穀皆以給祭天地、宗廟、羣神之祀，以爲桑盛。皇帝躬秉耒耜而耕，古爲甸師官。」

(5) 『漢書』文帝紀「二年：春正月丁亥，詔曰『夫農，天下之本也，其開藉田，朕親率耕，以給宗廟桑盛。』」

(6) 師古曰「黍稷曰粢，在器曰盛。桑音咨。」

(7) 原「田官」に作る。吳樹平、王利器ともに盧文弨『群書拾補』により改める。

(8) 『漢書』注，應劭曰「古者天子耕藉田千畝，爲天下先。藉者，帝王典藉之常也。」韋昭曰「藉，借也。借民力以治之，以奉宗廟，且以勸率天下，使務農也。」臣瓚曰「…本以躬親爲義，不得以假借爲稱也。藉謂蹈藉也。」師古曰「瓚說是也。國語曰『宣王卽位，不藉千畝，號文公諫。』斯則藉非假借明矣。」

〔訳〕

謹んで考察いたします。『春秋左氏傳』に「襄公八年夏四月、郊祭の吉凶を三度卜したが不吉と出たので、(郊祭を中止し)犠牲の牛を放した。孟獻子が云った、『私は今回初めて卜筮が有効だと知った。そもそも郊祭は后稷を祀って農事を祈るものである。そのため啓蟄の日(三月六日ごろ)に郊祭を行い、

その後耕の日(春分節)を迎える。ところが今耕の日を過ぎてから郊祭の吉凶を卜したので、不吉と出たのは当然である』とある。周の四月は今の二月に当たり、先農氏(神農炎帝)を祀るときである。孝文帝二年正月の詔に「農業は天下の根本である。そこで藉田を開いて、朕がみずから率先して耕作し、収穫した穀物を宗廟のお供えにする」という。現在民間では「官田」という。古くは、民の力を借りて耕作するので「藉田」と云ったのである。

2 社神

『孝經』説(1)「社者，土地之主。土地廣博，不可徧敬，故封土以爲社而祀之，報功也(2)。」『周禮』説(3)「二十五家置一社。但爲田祖報求。」『詩』云「乃立冢土(4)。」又曰「以御田祖，以祈甘雨(5)。」

謹按、『春秋左氏傳』(6)曰「共工有子曰勾龍，佐顓頊，能平九土，爲后土。」故封爲上公，祀以爲社(7)。非地祇(8)。

〔注〕

(1) 『孝經』にこの文無し。「孝經説」は「孝經緯」または「孝經に

ついでに論説」の意か。『後漢書』祭祀志下「建武二年，立太社稷于雒陽，在宗廟之右，方壇，無屋，有牆門而已。二月八月及臘，一歲三祠，皆太牢具，使有司祠。孝經援神契曰『社者，土地之主也。稷者，五穀之長也。』禮記及國語皆謂共工氏之子曰句龍，爲后土官，

能平九土，故祀以爲社。烈山氏之子曰柱，能植百穀疏，自夏以上祀以爲稷，至殷以柱久遠，而堯時棄爲后稷，亦植百穀，故廢柱，祀棄爲稷。大司農鄭玄說，古者官有大功，則配食其神。故句龍配食於社，

棄配食於稷。郡縣置社稷，太守、令、長侍祠，牲用羊豕。」『世說新語』方正篇劉孝標注「風俗通曰孝經稱，社者，土地之主也。廣博不可備敬，故封土以爲社而祀之，報功也。」『太平御覽』五三二「孝經說曰社土地之主也。地廣不可盡敬，故封土爲社，以報功。稷五穀之長也。穀衆不可遍祀，故立稷神祭之。」許慎『五經異義』もこの部分を「孝經說」として引く。注(8)参照。

(2)『白虎通義』社稷「王者所以有社稷何。爲天下求福報功。人非土不立，非穀不食，土地廣博，不可徧敬也。五穀衆多，不可一一祭也。故封土立社，示有土也。稷五穀之長，故立稷而祭之也。稷者得陰陽中和之氣，而用尤多，故爲長也。」

(3)『周禮』にこの文無し。『說文解字』「社，地主也。从示土。春秋傳曰『共工之子句龍爲社神。』周禮『二十五家爲社。各樹其土所宜

木。』段注「風俗通義曰『周禮說二十五家爲社，但爲田祖報求。許云周禮者，周禮說也。』『漢書』五行志中之下「建昭五年，兗州刺史浩賞禁民私所自立社。」張晏曰「民間三月九月又社，號曰私社。」臣瓚曰「舊制二十五家爲一社，而民或十家五家共爲田社，是私社。」師古曰「瓚說是。」

(4)『詩經』大雅緜「迺立冢土，戎醜攸行。」毛傳「冢大，戎大，醜衆也。冢土大社也。起大事動大衆，必先有事乎社而後出。」

(5)『詩經』小雅甫田「以我齊明，與我犧羊，以社以方，我田既臧，農夫之慶。琴瑟擊鼓，以御田祖，以祈甘雨，以介我稷黍，以穀我士女。」毛傳「田祖先嗇也。穀善也。」鄭箋「御迎，介助，穀養也。設樂以迎祭先嗇，謂郊後始耕也。周禮曰『凡國祈年于田祖，吹籥雅擊土鼓，以樂田畯。』」

(6)『春秋左氏傳』昭公二十九年「秋、龍が晋都絳の郊外に現れたので、魏獻子が蔡墨に龍について質問し、社稷五祀に話題が及んだ。」(蔡墨)對曰「：故有五行之官，是謂五官，實列受氏姓，封爲上公。」

祀爲貴神，社稷五祀，是尊是奉。木正曰句芒，火正曰祝融，金正曰蓐收，水正曰玄冥，土正曰后土。：：獻子曰『社稷五祀，誰氏之五官也。』對曰「少暉氏有四叔，曰重、曰該、曰脩、曰熙，實能金木及水。使重爲句芒，該爲蓐收，脩及熙爲玄冥。世不失職，遂濟窮

桑、此三祀也。顓頊氏有子曰犁，爲祝融，共工氏有子曰句龍，爲后土，此二祀也。后土爲社，稷田正也。有烈山氏之子曰柱，爲稷，自夏以上祀之。周弃亦爲稷，自商以來祀之。』

(7) (序) 注(3)の『國語』引用文の前に「昔烈山氏之有天下也，其子曰柱，能殖百穀百蔬。夏之興也，周棄繼之，故祀以爲稷。共工氏之伯九有也，其子曰后土，能平九州，故祀以爲社。」韋昭注「共工氏，伯者名戲，弘農之間有城。其子，共工之裔子句龍也，佐黃帝爲土官。九州，九州之土也。后君也，使君土官，故曰后土也。社，后土之神也。」また本項注(1)参照。

(8) 『禮記』郊特牲「社祭土而主陰氣也。：社，所以神地之道也。」正義「但社稷之義，先儒所解不同。鄭康成之說，以社爲五土總神，稷爲原隰之神。：異義『今孝經說曰社者，土地之主，土地廣博，不可偏敬，封五土以爲社。古左氏說，共工爲后土，后土爲社。許君謹案，亦曰春秋稱公社，今人謂社神爲公社，故知社是上公，非地祇。』玄駁之云『社祭土而主陰氣，又云社者神地之道。謂社神，但言上公，失之矣。今人亦謂雷曰雷公，天曰天公，豈上公也。』「異義」は許慎『五經異義』。また注(1)に引く『後漢書』祭祀志下の注も「自漢諸儒論句龍卽是社主，或云是配，其議甚衆」といい、諸説を引いている。

〔訳〕

孝經緯（援神契）の説は「社神は土地の主である。土地は広大なので、そのすべてに敬意を奉ることができない。そこで盛り土をして社神とし、土地の功績に報いる」という。一方『周禮』の注釈は「民家二十五戸ごとに一社を設け、田祖（農業創始者）のために祀りをし豊作を祈る」という。『詩經』大雅の縣には「そこで高く盛り土をし大社をたて（軍事を祈る）」といい、小雅の甫田には「（社を祀り四方の氣を迎え、琴瑟と太鼓で樂を奏し）田祖をお迎えして（豊作を願って）甘雨が降るよう祈る」とある。（このように社は土地神か、田祖かの二説ある。）

謹んで考察いたします。『春秋左氏傳』昭公二十九年の記事で、魏献子の問いに蔡墨が「共工に句龍という子があり、顓頊帝を補佐して、九州の大地を整え、その功績で后土神になりました」と答えている。句龍はこの功績で上公に封ぜられ、社として祀られたのであるから、地祇（土地神）ではない。

3 稷神

『孝經』説(1)「稷者、五穀之長。五穀衆多、不可偏祭、故立稷而祭之(2)。」

謹按、『春秋左氏傳』(3)「有烈山氏之子曰柱、能殖百穀疏果、故立以爲稷正也(4)。周棄亦以爲稷、自商以來祀之(5)。」禮緣生以事死(6)。故社稷人祀之也、則祭稷穀、不得以稷米祭、稷反自食也(7)。而「邾文公用繪子于次睢之社、司馬子魚諫曰『古者六畜不相爲用。祭以爲人也、民人、神之主也。用人、其誰享之(8)』。』『詩』云「吉日庚午、既伯既禱(9)」。豈復殺馬以祭馬乎。『孝經』之説於斯悖矣。未之神爲稷(10)、故以癸未日祠稷於西南、水勝火爲金相也。

〔注〕

(1) 社神注(1)参照。また本項注(7)参照。

(2) 社神注(2)参照。

(3) 社神注(6) (7) 参照。

(4) 吳樹平は『左傳』『五經異義』に基づき、この句を「故立以爲稷、稷、田正也」に作るべきという。これに従う。本項注(7)参照。

(5) 社神注(7)参照。韋昭注「烈山氏、炎帝之號也、起於烈山。禮祭法以烈山爲厲山也。柱爲后稷、自夏以上祀之。草實曰蔬。」

(6) 『禮記』中庸「事死如事生、事亡如事存、孝之至也。」

(7) 『禮記』郊特性正義「異義『稷神、今孝經説、稷者、五穀之長。穀衆多、不可偏敬、故立稷而祭之。古左氏説、列山氏之子曰柱、死、

祀以爲稷。稷是田正。周棄亦爲稷、自商以來祀之。許君謹案、禮緣生及死、故社稷人事之。既祭稷穀、不得但以稷米祭稷、反自食也。

同左氏義。』

(8) 『春秋左氏傳』僖公十九年「夏、宋公使邾文公用鄆子于次睢之社、欲以屬東夷。司馬子魚曰『古者六畜不相爲用。小事不用大牲。而況敢用人乎。祭祀以爲人也、民、神之主也。用人、其誰饗之。』」杜注「睢水受汴東經陳留、梁、譙、沛、彭城縣入泗。此水次有妖神、東夷皆社祀之。蓋殺人而用祭。司馬子魚、公子目夷也。六畜不相爲用、謂若祭馬先用馬。」

(9) 『詩經』小雅吉日「吉日維戊、既伯既禱。田車既好、四牡孔阜。升彼大阜、從其羣醜。吉日庚午、既差我馬。」毛傳「維戊、順類乘牡也。伯、馬祖也。重物慎微、將用馬力、必先爲之禱其祖。禱、禱獲也。」鄭箋「戊、剛日也、故乘牡爲順類也。」

(10) 「未」字、もと「米」に作る。吳樹平、『群書拾補』に従い改める。王利器は「米」のまま。未の方角は西南。

〔訳〕

孝經緯(援神契)の説に「稷は五穀の長である。五穀はあ

またあり、そのすべてを祭ることができない。そこで稷神を立てて五穀を祭る」という。

謹んで考察いたします。『春秋左氏傳』昭公二十九年の記事中の蔡墨の答えに「烈山氏に柱という子がおおり、百穀・蔬菜・果物を栽培することができ、そのため稷神に立てられ、商（殷）代から以降はこれが祀られています」とある。礼では生きておるとき縁で死者に事える。だから社稷は（もともと人だから）人が祀るのである。つまり稷が穀神ならば稷を祭るのに稷や米の穀物を用いることはできない、なぜなら穀神である稷が自分自身を食べることになってしまうからだ。『春秋左氏傳』僖公十九年の記事に、（宋公の命によって）邾の文公が繪子を次睢の社祭の供え物にしたとき、司馬子魚は「古くは供え物に六種の家畜のうちどれを使うかは祭によって決まっております、代用することはありませんでした。祭は人のためにするもので、民は人であり、神の祭主です。人を供え物にしていったい誰がそれを享けるでしょうか」と諫めたとある。『詩經』小雅吉日に「庚午のこの吉日、馬祖に禱りを捧げましよう」とあるが、馬を祭るのに馬を殺して供え物にするなどと

いうことがあるか。孝經緯の説はこの点において誤っている。未（方角は南南西）の神に当たるのは稷神である。だから癸未の日に西南に祠を設けて祀る。水は火に勝ち金より生じる。

4 靈星

俗説、縣令問主簿「靈星在城東南何法（1）」。「主簿仰答曰「唯靈星所以在東南者，亦不知也（2）」。

『漢書』郊祀志（3）、高祖五年（4）、初置靈星，祀后稷也。歐爵簸揚，田農之事也（5）。

謹按、祀典既以立稷，又有先農，無爲靈星，復祀后稷也。左中郎將賈逵（6）説、「以爲龍第三有天田星。靈者神也，故祀以報功。」辰之神爲靈星，故以壬辰日祀靈星於東南，金勝木爲土相也（7）。

〔注〕

（1）『後漢書』祭祀志下「漢興八年，有言周興而邑立后稷之祀，於是高帝令天下立靈星祠。言祠后稷而謂之靈星者，以后稷又配食星也。舊説，星謂天田星也。一曰，龍左角爲天田官，主穀。祀用壬辰位祠

之。壬爲水，辰爲龍，就其類也。牲用太牢，縣邑令長侍祠。舞者用童男十六人。舞者象教田，初爲芟除，次耕種，芸耨，驅爵及穫刈、春簸之形，象其功也。」劉昭注「三輔故事」長安城東十里有靈星祠。」

(2) 『論衡』祭意「靈星之祭，祭水旱也。於禮舊名曰雩。雩之禮，爲民祈穀雨，祈穀實也。春求雨，秋求實，一歲再祀，蓋重穀也。春以二月，秋以八月。…春雩之禮廢，秋雩之禮存，故世常脩靈星之祀，到今不絕。名變於舊，故世人不識。禮廢不具，故儒者不知。世儒案禮，不知靈星何祀，其難曉而不識說，縣官名曰明星，緣明星之名，說曰歲星。…明星非歲星也，乃龍星也。龍星二月見，則春雩祈穀雨。龍星八月將入，則秋雩祈穀實。儒者或見其義，語不空生。春雩廢，秋雩興，故秋雩之名，自若爲明星也，實曰靈星。靈(星)者神也。神者謂龍星也。」

(3) 『漢書』郊祀志上「其後二歲，或言曰周興而邑立后稷之祠，至今血食天下。於是高祖制詔御史，『其今天下立靈星祠，常以歲時祠以牛。』師古曰「以其有播種之功，故今天下諸邑皆祠之。」張晏曰「龍星左角曰天田，則農祥也。辰見而祭之。」

(4) 郊祀志上によれば「(漢興)二年，…後四歲，…其後二歲」なので、高祖八年のこと。

(5) 注(1)参照。

(6) 『後漢書』鄭范陳賈張列傳「賈逵字景伯，扶風平陵人也。九世祖誼，文帝時爲梁王太傅。…和帝卽位，永元三年(九一)，以逵爲左中郎將。…逵所著經傳義詁及論難百餘萬言，…學者宗之，後世稱爲通儒。然不修小節，當世以此頗譏焉，故不至大官。永元十三年(一〇一)卒，時年七十二。」『後漢書』百官志二「光祿勳，卿一人，中二千石。…左中郎將，比二千石。」

(7) 『史記』封禪書「其後二歲，或曰周興而邑郤，立后稷之祠，至今血食天下。於是高祖制詔御史，『其令郡國縣立靈星祠，常以歲時祠以牛。』正義「漢舊儀云『五年，脩復周家舊祠，祀后稷於東南，爲民祈農報厥功。夏則龍星見而始雩。龍星左角爲天田，右角爲天庭。天田爲司馬，教人種百穀爲稷。靈者神也。辰之神爲靈星，故以壬辰日祠靈星於東南，金勝爲土相也。』また注(1)(2)参照。

〔訳〕

俗説に次のような話が伝えられている。ある県令が主簿に問うた、「靈星の祠が町の東南にあるのは何の法によるのか。」主簿は天を仰ぎ見て答えた、「天の靈星が東南にある時に祀るからです、なぜそうなのかはやはりわかりません。」

『漢書』郊祀志によれば、高祖五年初めて靈星の祠を設置し、后稷を祀った。祀りでは雀追いや箕で舂穀をおおるなどの農

作業を象る舞を奉納する。

謹んで考察いたします。祀典（祭祀の法）では稷神を立てて、さらに先農氏も祀る。靈星祠をたてるのは靈星を祀るためだけではなくまた后稷も祀るのである。左中郎將賈逵の説では「考えるに龍星（さそり座）の第三宿に天田星がある。（これが靈星である。）靈とは神のことである。（龍星が二月に東に現れ八月に没する期間に農事を営む。）だからこの星を祀つてその功績に報いるのである。」辰（方角は東南東）の神に当たるのは靈星である。だから壬辰の日に靈星を東南の祠で祀る。金は木に勝ち土より生じる。

5 竈神

『禮器記』（1）曰「臧文仲（2）安知禮。燔柴於竈（3）。竈者、老婦之祭也。故盛於盆、尊於瓶（4）。」

『周禮』説（5）、「顓頊氏有子曰黎、爲祝融、祀以爲竈神（6）。」

謹按、明堂月令（7）「孟冬之月、其祀竈也（8）。」五祀之神、王者所祭（9）、古之神聖有功徳於民、非老婦也。『漢記』（10）

「南陽陰子方積恩好施、喜祀竈。臘日晨炊而竈神見（11）、再拜受神、時有黃羊、因以祀之（12）。其孫識、執金吾、封原鹿侯（13）。興、衛尉、銅陽侯（14）。家凡二侯、牧守數十（15）。其後子孫常以臘日記竈以黃羊。」

〔注〕

（1）『禮記』禮器「孔子曰臧文仲安知禮。夏父弗綦逆祀而弗止也、燔柴於輿。夫輿者、老婦之祭也。盛於盆、尊於瓶。」

（2）鄭玄注「文仲、魯公子彊之曾孫臧孫辰也。莊文之間爲大夫、於時爲賢、是以非之、不正禮也。」

（3）鄭注「輿、當爲爨、字之誤也。或作竈。禮、尸卒食而祭饔爨、饔爨也。時人以爲祭火神、乃燔柴。」『禮記』祭法「燔柴於泰壇、祭天也。」正義「燔柴於泰壇者、謂積薪於壇上、而取玉及牲置柴上燔之、使氣達於天也。」また、風伯注（2）参照。

（4）鄭注「老婦、先炊者也。盆、瓶、炊器也。明此祭先炊、非祭火神、燔柴似失之。」

（5）正義「案、異義『竈神、今禮戴說引此燔柴盆瓶之事。古周禮説、顓頊氏有子曰黎、爲祝融、祀以爲竈神。許君謹案、同周禮。』鄭駁之云『祝融乃古火官之長、猶后稷爲堯司馬、其尊如是、王者祭之、但就竈墜、一何陋也。祝融乃是五祀之神、祀於四郊、而祭火神於竈

際、於禮乖也。』如鄭此言、則祝融是五祀之神、祀於郊。奧者、正是竈之神、常祀在夏、以老婦配之、有俎及籩豆、設於竈際、又延尸入奧。爨者、宗廟祭後、直祭先炊老婦之神、在於爨竈。此祝融并奧及爨、三者所以不同也。』

(6) 『史記』孝武本紀「是時而李少君亦以祠竈、穀道、卻老方見上、上尊之。」索隱「如淳云『祠竈可以致福。』案、禮竈者、老婦之祭、盛於盆、尊於瓶。說文『周禮以竈祠祝融。』淮南子『炎帝作火官、死爲竈神。』」

(7) 「明堂月令」は月令のこと。蔡邕「明堂月令論」「明堂者、天子太廟、所以宗祀其祖、以配上帝者也。夏后氏曰世室、殷人曰重屋、周人曰明堂。：月令篇名曰因天時、制人事、天子發號施令、祀神受職、每月異禮、故謂之月令、所以順陰陽、奉四時、效氣物、行王政也。成法具備、各從時月、藏之明堂、所以示承祖考神明、明不敢泄瀆之義、故以明堂冠月令、以名其篇。」

(8) 『禮記』月令「孟夏之月、：其帝炎帝、其神祝融。：其祀竈、祭先肺。」「孟冬」は「孟夏」の誤りであろう。注(9) 参照。

(9) 『禮記』曲禮下「天子祭天地、祭四方、祭山川、祭五祀、祭備。諸侯方祀、祭山川、祭五祀、祭備。大夫祭五祀、祭備。士祭其先。」鄭注「五祀、戸、竈、中霤、門、行也。此蓋殷時制也。」祭法「王

爲羣姓立七祀、曰司命、曰中霤、曰國門、曰國行、曰泰厲、曰戸、曰竈。王自爲立七祀。諸侯爲國立五祀、曰司命、曰中霤、曰國門、曰國行、曰公厲。諸侯自爲立五祀。」月令に四季と中央土について、春は「其帝大皞、其神句芒。：其祀戸、祭先脾。」夏は「其帝炎帝、其神祝融。：其祀竈、祭先肺。」中央土は「其帝黃帝、其神后土。：其祀中霤、祭先心。」秋は「其帝小皞、其神蓐收。：其祀門、祭先肝。」冬は「其帝顓頊、其神玄冥、其祀行、祭先腎」という。

(10) 吳樹平は『東觀漢記』を指すという。詳細は吳樹平『東觀漢記校注』序参照。ただし今本『東觀漢記』にはこの記事はない。『後漢書』『搜神記』『荊楚歲時記』に見え、みな「漢宣帝時」のこととする。

(11) 『荊楚歲時記』「十二月八日爲臘日。」

(12) 『荊楚歲時記』「子方再拜受慶、家有黃犬、因以祭之、謂爲黃羊。」

(13) 『後漢書』樊宏陰識列傳「陰識字次伯、南陽新野人也、光烈皇后之前母兄也。其先出自管仲、管仲七世孫修、自齊適楚、爲陰大夫、因而氏焉。：(建武)十五年、定封原鹿侯。及顯宗立爲皇太子、以識守執金吾、輔導東宮。：顯宗即位、拜爲執金吾、位特進。永平二年卒、贈以本官印綬、諡曰貞侯。」李賢注「原鹿、縣、屬汝南郡。」『後漢書』百官志四「執金吾一人、中二千石。本注曰掌宮外戒

司非常水火之事。月三繞行宮外，及主兵器。吾猶禦也。」

(14) 陰識列傳「興字君陵，光烈皇后母弟也。…(建武)十九年，拜

衛尉，亦輔導皇太子。…二十三年卒，時年三十九。…永平元年詔

曰『…賢者子孫，宜加優異。其以汝南之鮑陽封興子慶爲鮑陽侯，

慶弟博爲滎強侯。』百官志二「衛尉，卿一人，中二千石。本注曰掌

宮門衛士，宮中徼循事。」

(15) 陰識列傳「陰氏侯者凡四人。」牧守については記述無し。

〔訳〕

『禮記』祭器に次のように云う、「臧文仲は礼を知っているとはいえない。竈神のために燔柴（供え物を柴のうえに置いて焼く祭り方）をした。竈祭は老婦（炊事の創始者）ための祭である。だから供え物は鉢に盛り、瓶を酒器に使えばよいのである。」

『周禮』の古説に「顓頊氏に黎という子があり、祝融となり、竈神として祀られた」という。(このように、竈神には老婦か、祝融か、二説ある。)

謹んで考察いたします。『禮記』明堂月令に「孟夏の月、竈神を祀る」とある。五祀の神(戸・竈・中霤・門・行)は王者が祭るものであり、みな古代の神聖にして民に恩恵をあた

えた人びとであつて、老婦ではない。『東觀漢記』に以下のような話が載せられている。「漢の宣帝の時、南陽の陰子方は他人を慈しみ施しを好み、竈神を大切に祀っていた。臘日十二月八日の早朝煮炊きをしていると竈神が現れた。再拜して神を迎え、当時飼っていた黄犬を「黄羊」と称して供えて祀つた。彼の二人の孫のうち、陰識(光武帝皇后の前母兄)は執金吾になり、原鹿侯に封じられ、陰興(光武帝皇后の同母弟)は衛尉となり、鮑陽侯に封じられた。陰家には全部で二人が侯になり、州牧郡太守になった者は数十人にのぼった。その後子孫は常に臘日に黄犬をお供えして竈神を祀っている。」

6 風伯

『楚辭』説(1)、「後飛廉使奔屬。飛廉風伯也。」

謹按、『周禮』「以禱燎祀風師(2)。」風師者箕星也。箕主簸揚(3)、能致風氣。『易』「巽爲長女也(4)。」長者伯，故曰風伯。「鼓之以雷霆，潤之以風雨(5)。」養成萬物，有功於人，王者祀以報功也。戌之神爲風伯，故以丙戌日祀於西北(6)，火勝金爲木相也。

〔注〕

(1) 『楚辭』離騷「前望舒使先驅兮，後飛廉使奔屬。鸞皇爲余先戒兮，雷師告余以未具。」王逸注「飛廉風伯也。」洪興祖補注「呂氏春秋曰『風師曰飛廉。』應劭曰『飛廉神禽，能致風氣。』」

(2) 『周禮』大宗伯「以古禮事邦國之鬼神示，以禮祀昊天上帝，

以實柴祀日月星辰，以標燎祀司中、司命、鬯師、雨師。」鄭注「禮之言煙，周人尚臭，煙，氣之臭聞者。標積也。詩曰『芄芃棫樸，薪之標之。』三祀皆積柴實性體焉，或有玉帛，燔燎而升煙，所以報陽也。鄭司農云『司中，三能三階也。司命，文昌宮星。風師，箕也。雨師，畢也。』釋文「標，羊九反，本亦作檮，音同積也。：：鬯師，

音風。」疏「云風師箕也者，春秋緯云『月離於箕，風揚沙。』故知風師箕也。云雨師畢也者，詩云『月離於畢，俾滂沱矣。』是雨師畢也。」

(3) 『詩經』小雅大東「維南有箕，不可以簸揚。」簸揚は箕で穀物をあおって籾殻などを除くこと。

(4) 『易』巽「象曰隨風巽。」說卦「巽一索而得女，故謂之長女。：：巽爲木，爲風，爲長女。」

(5) 『易』繫辭上「是故剛柔相摩，八卦相盪。鼓之以雷霆，潤之以風雨。」

(6) 『後漢書』祭祀志下「縣邑常以乙未日祠先農於乙地，以丙戌日祠

風伯於戌地，以己丑日祠雨師於丑地，用羊豕。」戌の方角は西北西。

〔訳〕

『楚辭』離騷「後ろに飛廉を従えて奔る」の句について王逸は「飛廉は風伯である」と注解する。

謹んで考察いたします。『周禮』大宗伯に「標燎（薪を積んでその上に供え物を載せて焼くという祭法）で風師を祀る」とある。風師とは箕星である。箕は穀物をあおって籾殻を除くのに用いる道具であるから、風気を招き寄せることができる。『易』說卦に「巽（風を象る卦）は長女である」という。長とは伯のことである。そこで風伯ということである。（また繫辭傳には「雷霆によって揺り動かし、風雨によって潤す」とある。このように万物を生育し、人びとを養うという功績があるから、王者は風伯を祀ってその功績に報いるのである。戌（方角は西北西）の神に当たるのは風伯である。そこで丙戌の日に西北で祀る。火は金に勝ち木より生じる。

7 雨師

『春秋左氏傳』說、「共工之子爲玄冥師(1)。」鄭大夫子産

禳於玄冥(2)。「玄冥雨師也。」

謹按、『周禮』「以禋燎祀雨師。」雨師者畢星也(3)。「詩」云「月離于畢，俾滂沱矣(4)。」『易』師卦「師者衆也。」土中之衆者莫若水(5)。雷震百里(6)，風亦如之。至於太山，不崇朝而偏雨天下(7)，異於雷風，其德散大，故雨獨稱師也。丑之神爲雨師，故以己丑日祀雨師於東北(8)，土勝水爲火相也。

〔注〕

(1) 『春秋左氏傳』昭公元年(晉平公が病氣になり、鄭伯簡公が子産に見舞いにいかせた。平公の病因は實沈と臺駘の祟りであるとの占い結果について、叔向がこの二者はどのような神かと子産に尋ねた。)
「子産曰：『昔金天氏有裔子曰昧，爲玄冥師，生允格、臺駘。』」

杜注「金天氏帝少皞，裔遠也。玄冥水官，昧爲水官之長。」また社神注(6)参照。「共工之子」は「金天氏之裔子」の誤りか。

(2) 昭公十八年(夏五月、宋・衛・陳・鄭に大火事が発生した。鄭子産は各方面に指示を出し、火事の拡大を防いだ。)
「明日使野司寇各保其徵，郊人助祝史，除於國北，禳火于玄冥回祿，祈于四鄩。」
杜注「玄冥水神，回祿火神。」

(3) 風伯注(2)参照。

(4) 『詩經』小雅漸漸之石「月離于畢，俾滂沱矣。」毛傳「畢，噉也。」

月離陰星則雨。」鄭箋「將有大雨，微氣先見於天。」

(5) 『易』師「師貞。丈人，吉无咎。象曰師衆也。貞正也。能以衆正，可以王矣。：象曰地中有水師。君子以容民畜衆。」

(6) 『易』震「震亨。震來虩虩，笑言啞啞。震驚百里。不喪匕鬯。」
正義曰「先儒皆云雷之發聲，聞乎百里。故古帝王制國公侯，地方百里，故以象焉。」

(7) 『春秋公羊傳』僖公三十一年「山川有能潤于百里者，天子秩而祭之。觸石而出，膚寸而合，不崇朝而偏雨乎天下者，唯泰山爾。」

(8) 風伯注(6)参照。丑の方角は北北東。

〔訳〕

『春秋左氏傳』昭公元年の記事に「共工の子(金天氏の末裔)が玄冥師となった」とあり、昭公十八年の記事に「(大火災が発生したとき)鄭の大夫子産は玄冥に禱った」とあり、玄冥は雨師と解釈されている。

謹んで考察いたします。『周禮』大宗伯に「禋燎(の祭法)で雨師を祀る」とある。雨師とは畢星である。『詩經』小雅漸漸之石に「月が畢星に近づき、滂沱の雨が降る」という。『易』師卦に「師は衆である」とある。地上に最も多く存在するの

は水である。雷鳴は百里四方に鳴り響き、風もまた百里をゆく。しかし太山に至つては一朝にして遍く天下に雨を降らす。雨の徳は雷と風よりも優れ、宏大である。故に雨だけを師と称するのである。丑（方角は北北東）の神に当たるのは雨師である。そこで己丑の日に雨師を北東で祀る。土は水に勝ち火より生じる。

8 桃梗 葦茭 畫虎

謹按、『黃帝書』（1）「上古之時，有神荼與鬱壘昆弟二人，性能執鬼。度朔山上有桃樹，二人於樹下簡閱百鬼。無道理妄爲人禍害，神荼與鬱壘，縛以葦索，執以食虎。」於是縣官常以臘除夕飾桃人，垂葦茭，畫虎於門，皆追效於前事，冀以禦凶也。

桃梗，梗者更也，歲終更始，受介社也（2）。『戰國策』（3）「齊孟嘗君將西入秦，諫者千數而弗聽。蘇秦欲止之曰『臣之來也，過於淄上，有土偶人焉，與桃梗相與語。謂土偶人曰『子西岸之土也，埏子以爲人（4），至歲八月，天霖雨（5），淄水至，則子殘矣。』曰『不然。吾西岸之土也，殘則復西岸耳。今

子東國桃木也，削子以爲人，隆雨下（6），淄水至，泆子而汎汎將何如矣（7）。』夫秦四塞之國（8），譬若虎口而入之，則不知其可。』孟嘗乃止。」

『春秋左氏傳』曰「魯襄公朝楚，會楚康王卒（9），楚人使公親綏，公患之（10）。叔孫穆叔曰『被殯而綏，則布幣也（11）。』乃使巫以桃茷先被殯（12）。楚人弗禁，既而悔之（13）。』古者（14）日在北陸而藏冰深山窮谷（15）。其藏之也，黑牡秬黍，以享司寒（16）。其出之也，桃弧棘矢，以除其災也（17）。」

葦茭（18），傳曰「葦茭有叢（19）。」『呂氏春秋』「湯始得伊尹，祓之於廟，薰以葦茭（20）。」『周禮』「卿大夫之子名曰門子（21）。」『論語』「誰能出不由戶（22）。」故用葦者，欲人子孫蕃殖不失其類，有如葦葦（23）。茭者交易，陰陽代興也。

虎者陽物（24），百獸之長也，能執搏挫銳，噬食鬼魅。今人卒得惡遇，燒悟虎皮飲之（25），繫其爪，亦能辟惡，此其驗也。

〔注〕

（1）俞正燮『癸巳存稿』「風俗通引黃帝書『神荼鬱律兄弟二人，性能執鬼。居度朔山桃樹下。』引此言者甚多，或以爲黃帝書，或以爲山海經。茶或作蔡，律或作壘。』『後漢書』禮儀志中「先臘一日，大儺

謂之逐疫。…百官官府各以木面獸能爲儼人師訖，設桃梗、鬱樞、

葦茭畢，執事陸者罷。葦戟、桃杖以賜公卿將軍侯諸侯云。」劉昭

注「山海經曰『東海中有度朔山，上有大桃樹，蟠屈三千里，其卑枝

門曰東北鬼門，萬鬼出入也。上有二神人，一曰神荼，一曰鬱樞，主

閱領衆鬼之惡害人者，執以葦索，而用食虎。』於是黃帝法而象之。

歐除畢，因立桃梗於門戶上，畫鬱樞持葦索，以御凶鬼，畫虎於門，

當食鬼也。…風俗通曰『黃帝書，上古之時，有神荼與鬱樞兄弟二

人，性能執鬼。桃梗，梗者更也，歲終更始，受介祉也。蘇秦說孟嘗

君曰土偶人語桃梗，今子東國之桃木，削子以爲人。虎者陽物，百獸

之長，能擊鸚牲食魑魅者也。』『論衡』亂龍篇「上古之人，有神荼

鬱樞者、昆弟二人，性能執鬼。居東海度朔山上，立桃樹下，簡閱百

鬼。鬼無道理，妄爲人禍，荼與鬱樞，縛以盧索，執以食虎。故今縣

官斬桃爲人，立之戶側，畫虎之形，著之門闌。夫桃人非荼鬱樞也。

畫虎非食鬼之虎也。刻畫象，冀以禦凶。」また訂鬼篇に『山海經』

を引く。

(2) 『詩經』小雅巧言「君子如祉，亂庶遄已。」毛傳「祉福也。」

(3) 『戰國策』齊策三に見える話。『史記』孟嘗君列傳は、「蘇秦」を

「蘇代」（蘇秦の弟）とする。

(4) 『戰國策』「挺」を「挺」に作る。高誘注「挺治。」『荀子』性惡

「故陶人埴埴而爲器。」楊倞注「埴擊也。埴黏土也。擊黏土而成器。」

(5) 『戰國策』「天霖雨」を「降雨下」に作る。

(6) 『戰國策』「隆雨」を「降雨」に作る。

(7) 「洪」は「溢」に通じる。『戰國策』「流子而去，則子漂漂者將何

如耳」に作る。

(8) 『史記』蘇秦列傳「說惠王曰秦四塞之國，被山帶渭。」

(9) 『春秋左氏傳』襄公二十八年「爲宋之盟故，公及宋公、陳侯、鄭

伯、許男如楚。…及漢，楚康王卒。公欲反。叔仲昭伯曰『我楚國

之爲，豈爲一人行也。』…公遂行。」

(10) 襄公二十九年「春王正月，公在楚。…楚人使公親綏，公患之。

穆叔曰『祓殯而綏，則布幣也。』乃使巫以桃茷先祓殯。楚人弗禁，

旣而悔之。」杜注「諸侯有遣使贈綏之禮。今楚欲遣使之比。」「儀禮」

士喪禮「君使人綏，徹帷。主人如初。綏者左執領，右執要，入，升，

致命。主人拜如初。綏者入，衣尸，出，主人拜送如初。」鄭注「綏

之言遺也。衣被曰綏。致命曰君使某綏。」

(11) 杜注「先使巫祓除殯之凶邪，而行綏禮，與朝而布幣無異。」「說

文解字」「殯，死在棺，將遷葬柩，賓遇之。」「國語」吳語「寡君句

踐使下臣郢不敢顯然布幣行禮。」韋昭注「布陳也。幣玉帛也。」

(12) 杜注「茷黍穰。」「禮記」檀弓下「君臨臣喪，以巫祝桃茷，執戈，

惡之也，所以異於生也。」鄭注「爲有凶邪之氣在側。君聞大夫之喪，去樂，卒事而往，未襲也。其已襲也，則止巫，去桃茷。桃鬼所惡。茷，君臨臣喪之禮。」

(13) 杜注「禮，君臨臣喪乃祓殯。故楚悔之。」

(14) 『春秋左氏傳』昭公四年「大雨雹。季武子問於申豐曰『雹可禦乎。』對曰『聖人在上無雹。雖有不爲災。古者日在北陸而藏冰，西陸朝覲而出之。其藏冰也，深山窮谷，固陰沍寒，於是乎取之。其出之也，朝之祓位，賓食喪祭，於是乎用之。其藏之也，黑牡秬黍，以享司寒。其出之也，桃弧棘矢，以除其災。』

(15) 杜注「陸道也。謂夏十二月，日在虛危，冰堅而藏之。」

(16) 杜注「黑牡黑牲也。秬黑黍也。司寒玄冥，北方之神。故物皆用黑。有事於冰，故祭其神。」

(17) 杜注「桃弓棘箭，所以禳除凶邪，將御至尊故。」

(18) 『後漢書』禮儀志中「仲夏之月，萬物方盛。日夏至，陰氣萌作，恐物不楛。其禮，以朱索連葷菜，彌牟朴蠱鍾。以桃印長六寸，方三寸，五色書文如法，以施門戶。代以所尚爲飾。夏后氏金行，作葷菜，言氣交也。殷人水德，以螺首，慎其閉塞，使如螺也。周人木德，以

桃爲更，言氣相更也。漢兼用之，故以五月五日，朱索五色印爲門戶飾，以難止惡氣。」劉昭注「風俗通義」を引く。

(19) 『淮南子』說林訓「橘柚有鄉，藿葦有叢，獸同足者相從游，鳥同翼者相從翔。」高誘注「以類聚也。」

(20) 『呂氏春秋』孝行覽本味「湯得伊尹，祓之於廟，爨以燿火，爨以犧豨。」今本「薰以葷葦」の四字なし。

(21) 『周禮』小宗伯「掌三族之別，以辨親疏。其正室皆謂之門子，掌其政令。」鄭注「正室適子也，將代父當門者也。」

(22) 『論語』雍也「子曰誰能出不由戶，何莫由斯道也。」

(23) 『易』坤「天地變化，草木蕃。」

(24) 『太平御覽』八九一「風俗通曰虎者陽物，百獸之長也。能噬食鬼魅。今人卒得病，燒皮飲之，繫其衣服，亦辟惡，此甚驗。」

(25) 王利器は『羣書拾補』に従い「遇」字を衍字として省き、「燒悟」を転倒させ「今人卒得惡悟，燒虎皮飲之」と区切り、「悟」は「悟」の借字とする。吳樹平は「悟」を衍文とする。

〔訳〕

謹んで考察いたします。『黄帝書』に次のように云う「上古の時、神茶と鬱壘という兄弟二人がいて、鬼を捕らえる能力のあった。度朔山の山上に桃樹があり、二人はこの樹の下で

百鬼を取り調べた。道理なく妄りに人に禍害を加える鬼がいると、神茶と鬱壘は葦のつなで縛り上げ虎に食わせた。」今県の官吏が毎年十二月大晦日の夜、桃木で作った人形を戸口に立てかけ、葦の縄を垂らし、門に虎の絵を描くのはみなこれにあやかっつて凶事を禦ぐことを願うからである。

「桃梗（桃木の人形）」の「梗」とは「更まる」ということである。（大晦日に立てるのは）歳が終わりまた新たに歳がはじまるので、大きな福を授かるよう願うからである。『戰國策』齊策に次のような話が載せられている。「齊の孟嘗君が西方の秦に招かれ行こうとすると、千人にもぼる食客たちが諫めたが聞き入れなかった。蘇秦がこれを止めようとして云った、『私がこちらにまいりますとき、淄水のほとりを通りかかると、土塊の人形がいて桃木で作った人形と話しておりました。桃木人形が泥人形に、「貴殿は元は西岸の土です。土をこね上げて人の形に作られたものだから、八月になつて秋の長雨が降り、淄水が溢れて流されたら貴殿は壊れてしまうでしょうな」といいました。すると泥人形は「いえ、そうではありません。私は西岸の土ですから、壊れてもまた西岸の土に戻るだけ。貴殿の方は元々東国の桃木で、木を削つて人の形に作

られたもの。大雨が降つて淄水があふれたら貴殿を押し流すでしょう。流れ流れていったどこへゆくやら」といい返しました。そもそも秦は四方を山と渭水で塞がれた国、一旦そこに入つたら、虎の口に入るようなものでどうなるかは分かつたものではありません。』これを聞いて孟嘗君は思いとどまつた。」

『春秋左氏傳』に次のような事件が記されている。「襄公二十八年末、魯の襄公が楚の朝廷に赴く途中、たまたま楚の康王が死去した。襄公はそのまま楚に赴いた。翌二十九年正月、楚の人が襄公に弔問の贈り物である衣服を自らの手で康王の遺骸に着せかけるようしむけた。襄公はそれをするとう自分の身分が使者と同列になってしまうのに悩んだ。すると家臣の叔孫穆叔が『まず殯柩の穢れを祓つてから着せかければ、下臣に賜り物を下すのと同じ事になります』と教えた。そこで巫に桃木の柄をつけた葦で作った箒で、（臣下の殯柩にする礼と同じく）康王の殯柩をまずお祓いさせた。楚の人はそれを禁じなかつた。しかし後になつてその意味（康王が襄公に臣下扱いされたこと）に気づくと悔やんだ。」また昭公四年には季武子の問いに申豊が「古えの夏の時代、十二月、太陽が北

陸(虚宿と危宿)の位置にあるときに氷を深山幽谷に貯蔵しました。貯蔵するときは黒い牡牛と黒黍を司寒の神にお供えし、搬出するときは桃の枝の弓と棘の矢で災いをお祓いしました」と答えたことが載せられている。

葦茭(葦のつな)については、「萑葦(オギとアシ)は叢生する」という言葉が伝えられている。また『呂氏春秋』に「殷の湯王が初めて伊尹を得たとき、彼を宗廟でお祓いし、オギと葦を燃やして煙でいぶした」とある。『周禮』に「卿大夫の正室の子を門子と称する」、『論語』雍也篇に「(先生は)外に出るとき誰も戸を通らずにいけるものはいない(とおっしゃった)」とある。だから葦を用いるのは、人の子孫が繁殖し家系が絶えないよう、オギや葦のように生い茂るようにと願うからであり、茭(つな)にするのは、交易の意味を掛けて、陰陽が永遠に交代するよう家系の永続を願うからである。

虎は陽の気を受ける動物であり、百獣の長である。悪鬼魑魅を打ち砕きかみ殺して食う能力がある。今人びとが、にわか悪病にかかると虎の皮を焼いて飲んだり、虎の爪を衣服に付けたりすると悪運を避けられるというのは、その効能があるからである。